

## 貸借対照表の公告の方法

貸借対照表の公告は次のいずれかの方法で行います。

公告方法	掲載期間等
①官報に掲載する方法	1度掲載
②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法	1度掲載
③電子公告 例えば、 法人のHP 滋賀県協働ポータルサイト(協働ネットしが) 内閣府HP など	約5年間掲載
④法人の主たる事務所の公衆の見やすいところ	1年間掲示

おすすめ

おすすめ

※官報、日刊新聞紙への掲載には費用がかかります。

## 公告の方法に関する定款の変更箇所

※注意※  
広告ではなく公告です。

公告の方法について以下のように定款を変更してください。

よく見られる定款	(公告の方法) 第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
↓	
変更後の定款	(公告の方法) 第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、 <b>法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇〇〇して行う。</b>

法人が  
解散や合併を  
する際には、  
官報での公告  
が必要です。

具体的な記載例は以下のとおりです。

公告方法	記載例
法人のHP	(公告の方法) 第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、 <b>法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</b>
滋賀県協働ポータルサイト「協働ネットしが」	(公告の方法) 第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、 <b>法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、滋賀県協働ポータルサイト(NPO法人の貸借対照表の公告)に掲載して行う。</b>
内閣府HP	(公告の方法) 第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、 <b>法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。</b>
法人の主たる事務所の公衆の見やすいところ	(公告の方法) 第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、 <b>法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。</b>

## 定款変更の手続き

以下の手順で定款を変更してください。

- ① 公告の方法について、総会で定款の変更を議決してください。
- ② 定款の変更について滋賀県知事に届け出てください。

届出に必要な書類

- ・定款変更届出書 (1部)
- ・定款の変更を議決した総会の議事録のコピー (1部)
- ・変更後の定款 (2部)

原本証明を  
お願いします。